

## 一 般 質 問

平成28年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 峯尾 進	(1) 認知症高齢者対策は (2) 人口減少に伴う公共施設の今後は (3) 空き家の調査と対策は
2	12番 小清水招男	高齢者対策について
3	1番 加藤 久美	公共施設における空きスペースの活用と公共トイレの改修は
4	9番 原 憲三	保健福祉センターの現在の利用状況と土日の開館予定は
5	7番 尾尻 孝和	農業振興計画の策定にあたって町の考え方は
6	10番 岸 光男	町の地震対策は
7	8番 戸村 裕司	(1) 高校生以降の学びとキャリアデザインに支援を (2) 町の喫煙施策と分煙への取り組みは

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 (1) 認知症高齢者対策は	3番 峯尾 進
<p>10年程前に痴呆と言われていた認知症ですが、現在厚生労働省においても取り組みが始まり、2013年厚生労働省の研究班が調査した65歳以上の高齢者の内、認知症の人は推計15%で462万人になり、MCI（軽度認知障害）を含めると約800万人にのぼるとされ、これからますます増え続けると予想されています。</p> <p>厚生労働省の取り組みも、社会で通常生活をしながら支える方向に舵を切り、地域に委ねる方向性がみられる事から、今後ますます自治体の負担と対応が迫られます。各地におきましても徘徊や自動車事故、介護疲れによる虐待や傷害事件など痛ましい事故等が報道され、大きな社会問題になっています。このような事態を踏まえ認知症という病気についての正しい知識を理解し、認知症患者の増加が社会に与える影響などを考え、地域社会全体で向き合い、支える対策が喫緊の課題と考え、本町におきましても、どのような取り組みが行われているのか伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、認知症高齢者の実態は。</li> <li>2、町での生活支援と介護と医療支援は。</li> <li>3、認知症の予防に向けた取り組みは。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>我が国の高齢化は、世界でも類を見ない速さで進行しており、今後ますます医療や介護サービスに対するニーズが高まるものと予測されております。</p> <p>とりわけ高齢化社会の進展に伴い増加する認知症高齢者の方々への対応については、その支援体制の強化や認知症への正しい理解の普及啓発など、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>こうした中、本町においては、第6期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症対策に係る施策を種々実施しているところで。</p> <p>「認知症高齢者の実態は」についてですが、まず、本町における平成28年3月末時点での要介護・要支援の認定者数は、392人となっています。そのうち、認定の際に提出いただいた主治医の意見書で認知症と診断されている方は76人で、認定者全体の約19%となっています。</p> <p>但し、介護の原因は、複合的な要因によることも多く、主たる病歴に記載されていないものの、実際には認知症を患っているケースも多く見受けられます。</p> <p>また、これに未受診の人を含めると、多くの潜在的な認知症患者の方がいるものと推測されます。</p> <p>「町の生活支援と介護と医療支援は」のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、認知症の高齢者が在宅で生活するうでは、地域の方々に認知症という病気を正しく理解していただき、見守っていただくことが重要であることから、町では認知症サポーターの養成に取り組んでおり、生活支援の一役を担っていただいております。</p> <p>なお、徘徊の恐れのある高齢者につきましては、広域連携による「徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業」として登録していただき、警察や関係機関と情報を共有し、行方不明時には早期発見となるよう努めております。</p> <p>また、現在、介護認定を受け、在宅で生活されている認知症の高齢者の多くは、通所介護や通所リハビリと、介護負担の軽減等を目的に施設での短期入所のサービスなどを利用されております。</p> <p>医療支援については、認知症の疑いや早期の段階での専門医の診断が重要であります。そのような対応が図られていない高齢者も多く見受けられることから、専門医の関わりと適切な介護サービスとなるよう医療と介護の連携の強化に努めてまいります。</p> <p>「認知症の予防に向けた取り組みは」についてですが、現在、町では認知症に関する予防事業として、普及啓発を目的とした介護予防教室をはじめ、個別の支援では、閉じこもりや運動機能の低下等によって認知症や寝たきり等にならないよう専門職の指導による「はつらつ体操教室」や「ミニデイサービス」などの事業を実施しております。いずれにしても、認知症の高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、民間事業所や行政のサービスに加え、地域の方々のご理解と見守り等の支援が必要であり、そのような仕組みづくりに努めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。</p>	
【問】 1 (2) 人口減少に伴う公共施設の今後は	3番 峯尾 進
<p>本町におきましても、人口の減少は続いています。そのような中、町の公共施設に関しては、将来の人口動向、施設の利用頻度や目的、財政状況、ランニングコストなどを調査して町民に提示し、将来を見据えたあり方について検証すべきだと考えます。</p> <p>新たな施設の建設についても、一旦建設されれば長期間にわたり維持管理が必要で、その費用は将来においても町民が負担することになり、膨大に及ぶ事から、しっかりとした展望と維持管理計画など、町民の理解を得ながら進めることが重要です。</p> <p>町民のニーズに応えるだけでなく、人口減少や動向予測、財政状況、施設の多機能化や、複合化と有効性など熟慮することも大切と考えます。また現存の施設に対しても更新や、再配置、優先度、そして維持管理費などを見直すなど精査しての対応を期待したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、町の将来を見据えた公共施設のあり方は。</li> <li>2、公共施設の多機能化と複合化の考えは。</li> <li>3、施設維持管理の一元化とマネジメントは。</li> </ol>	

**【町長答】**

本町の公共施設は、昭和40年代後半から昭和50年代に建設されたものが多く、今後20年以内に更新時期を迎えます。その一方で、議員がご指摘されているとおり、財政運営は厳しい状況にあり、加えて、人口減少や年齢構成の変化等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。

このような状況の中で、公共施設等のうち特に「ハコモノ」については、適正な配置と効率的な管理運営を実現し、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを持続する必要があると認識しております。

このことから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、現在、公共施設等総合管理計画を策定すべく準備しております。

この計画は、全ての公共施設等を対象に、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口の見通し、中長期的な維持管理・更新等の費用推計を含む財政収支の見込みなどについて、現状や課題を客観的に把握・分析した上で、将来、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように公共施設等を管理し、配置していくかについてを定めるものであり、ご質問いただきました事項につきましては、この計画の中で定めることとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**【問】1(3) 空き家の調査と対策は**

**3番 峯尾 進**

昨年6月議会において、一般質問した際に町長は空き家の調査を約束されました。

本年1月に調査が行われたのを受けて、その調査の結果とこれから町として空き家問題にどのように対峙していくのか伺います。

- 1、現在の空き家の状況は。
- 2、空き家が近隣住民に及ぼす影響と配慮は。
- 3、きれいな町並みの保全に対する考えは。
- 4、今後、空き家を活用する考えは。

**【町長答】**

現在、我が国は人口減少、少子高齢化や核家族化の進行に伴って空き家が増加しており、管理が不十分な空き家による近隣への被害などが社会問題化していることから、本町でも将来増加が予想される空き家への対応のあり方を検討するにあたって、基礎的な情報を得るための空家調査を実施したところです。

空家調査報告の結果につきましては、水道契約情報及び自治会を対象としたアンケート調査を実施し、空き家の可能性のある住宅260棟を抽出し、現地調査を行いました。

主に電気メーターの稼働状況、郵便ポストの管理状況、建物の破損状況など、10項目を調査項目とし、調査員の目視により行いました。

現地調査の結果、調査対象260棟のうち、空き家とみなされるものは153棟でした。戸数としては226戸であり、うち戸建住宅は119戸、集合住宅は107戸で、空家率としては6.1%でした。

また、空き家の維持管理ができない影響につきましては、建物の屋根材や外壁の飛散・落下による事故、不審者の侵入等による火災や犯罪の誘発、景観悪化によるまちの活気の低下など、「管理されていない地域」という印象を住民や訪問者に与え、防犯・防災上の不安を増幅させ、地域イメージ（ブランド）を大きく損ないます。

このことから、放置空き家の発生を抑制するため、適正な管理をしていただけるよう、住宅管理に関する意識啓発・周知を進めるとともに、特定空き家の状態が改善されない場合は、法律に基づき空き家の所有者等に対し、必要な助言又は指導、措置を行ってまいります。

なお、今後の空き家の活用につきましては、空家調査の結果から戸建空き家の約2割は現状利用されていないものの、そのうちの9割の所有者は将来的な活用を考えているという結果が出ています。

空き家所有者からのアンケートでは、相談できる場所がない・情報発信が必要との結果もありますので、町が身近に相談できる場所を確保し、空き家の利活用に関する情報提供を行うとともに、空き家の賃貸や売却を希望する所有者に対しては、不動産事業者等と連携しながら、所有する住宅の状況に応じて相談を受けられる仕組みを構築し、空き家の円滑な活用を進めてまいりたいと考えております。

【問】 2 高齢者対策について	12番 小清水 招男
<p>今、地域社会では、少子高齢化の急速な進行や、家族形態の変化によって、一人暮らしや高齢者世帯が増加し、地域住民の連帯意識の希薄化も進んでいます。</p> <p>町は高齢者に対する支援対策も重点的な取り組みに位置づけ、対策を進め、集いの場、活動の場づくりとして、転倒骨折予防教室のさらなる普及や、サロン活動に対する支援など、社会福祉協議会や民生委員等と連携し、取り組んでいます。</p> <p>しかし、家庭や地域での「共に支えあう」機能が弱まり、「地域社会での孤立」が起こっています。高齢者が住み慣れた地域で一生安心して暮らし続けられる体制づくりが必要と考えます。</p> <p>そこで、次の3点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、町貸与の緊急通報装置の保有者と利用状況について。</li> <li>2、一人暮らしの高齢者の現況把握と地域福祉コーディネーターや、民生委員等との関わり方は。</li> <li>3、要介護者のいる世帯の把握と登録公表の関係について。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>本町では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者世代となる9年後の平成37年には、3人に1人以上が高齢者となり、さらに高齢者に占める後期高齢者の割合が6割と見込んでおり、医療や介護ニーズも急増するものと考えます。</p> <p>そのようなことから町では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け各種施策の推進に努めております。</p> <p>「町貸与の緊急通報装置の保有者と利用状況について」お答えいたします。</p> <p>本町では、一人暮らしの高齢者で、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方を対象に、緊急通報用電話機を無料で貸与しており、委託先である介護老人福祉施設に24時間体制で通報され、必要に応じ消防署へと連絡されることになっております。</p> <p>現在、42名の方に貸与し、年間で30件程の通報の内、1、2件が、救急車の出動要請に結びついており、いずれも迅速かつ適切な対応が図られております。</p> <p>「一人暮らしの高齢者の現況把握と地域福祉コーディネーターや民生委員との関わり方は」のご質問にお答えいたします。</p> <p>一人暮らしの高齢者の現況把握につきましては、民生委員の把握する要援護者の情報に加え、地域包括支援センターの相談等に係る情報提供や介護保険事業計画の改訂に伴い3年に1回実施している高齢者実態調査などから把握しております。</p> <p>なお、地域福祉の担い手としての一役を担う民生委員及び希望される方に対し、地域福祉コーディネーター研修を実施しており、地域福祉に関する様々なノウハウを学んでいただいたうえで、地域のサロンや転倒骨折予防教室の立ち上げ、または活動の支援などにご尽力していただいているところです。</p> <p>「要介護者のいる世帯の把握と登録公表の関係について」ですが、先に申し上げたように民生委員からの情報提供に加え、町への介護保険の申請等から把握しており、登録及び公表については、町では平成22年度より災害時要援護者登録制度を開始し、手上げ方式により災害時に何らかの支援が必要な方の登録と同意を得られた方には自治会や民生委員、関係機関等と情報を共有し、日頃の見守り等の支援に活用していただいております。</p> <p>さらには東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法の改正により有事の際、町が把握している情報を自治会や関係機関等に提供できることとなったことから、町では要介護者を含む登録が必要と思われる方の名簿を作成し、災害時等における活用など検討を進めておりますのでご理解をいただきたいと存じます。</p>	

**【問】3 公共施設における空きスペースの活用と公共トイレの改修は**

1番 加藤 久美

町民の財産である公共施設の利便性を高め最大限活用できるよう施設整備することは、町の責務であると考えます。

現在、私達の財産である公共施設は、利用しやすいように整備され、有効活用されているのでしょうか。

使われていない公共施設の空きスペースを町民目線で最大限活用することは、町民活動の活性化、雇用促進などにも繋がると考えます。

また、町内の公共施設のトイレは和式が多く、高齢者や小さなお子さんにとっては大変不便であり、さらに、おむつ替えシートやチャイルドラック等もなく、現代の衛生設備としては、適していないと考えます。

そこで、次の2点について伺います。

- 1、保健福祉センター1階厨房・食堂スペース、子育て支援センター2階の利活用に向けた計画は。
- 2、女性の意見を重視したトイレの改修を行う考えは。

**【町長答】**

公共施設については適正な配置と効率的な管理運営を実現し、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを持続する必要があるとともに、町民の方に公共施設を有効かつ快適に活用していただくことができるように、施設の規模、設備などのハード面だけでなく、施設の運営、維持管理などのソフト面も充実する必要があると認識しております。

「保健福祉センター1階厨房・食堂スペース、子育て支援センター2階の利活用に向けた計画は」のご質問にお答えいたします。

保健福祉センター1階の厨房及び食堂スペースについては、議員もご承知のとおり、デイサービスの事業廃止に伴い、その後の利活用については、昨年度より一人暮らしの高齢者等を対象とした「ミニデイサービス」を主に食堂スペースを利用し、週2回実施しております。なお、ミニデイサービス以外の日はフリースペースとして、簡単な相談や打ち合わせの場などに利用しておりますが、ミニデイサービスの利用者が増えた場合は日数の拡充も必要と考えております。また、厨房については、現在、町内の障がい者就労事業所より厨房を利用して事業を実施したい旨の相談を受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

子育て支援センターの2階の利活用については、昨年度より2階の1室を中井町シルバー人材センターの作業場として貸し出しをしております。現在、他の空き室の利用計画はございませんが、施設の有効活用が図られるよう検討してまいります。

「女性の意見を重視したトイレの改修を行う考えは」についてお答えします。

公共施設は、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設でなければならないと認識しており、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進していく必要性を感じております。トイレ空間の快適化についても、その取り組みの一つであると考えています。

本町の学校を含む公共施設は、男女あわせてトイレの半数以上は洋式化されているものの、最近では一般的となっている温水洗浄便座は、そのうち1割程度の設置状況となっております。

公共施設を安心して、快適に利用していただくためには、トイレ空間の快適化のための改修も必要とは存じますが、既存の公共施設の一部は、その面積、構造等から、施設改修工事を行わなければ、和式から洋式へ交換することや、オムツ替えシート、チャイルドラック等の設置も困難な状況であり、多額の費用を要することが見込まれます。

このことから、トイレの改修については、施設の設置目的、利用者の年齢等を考慮する必要がありますが、施設内の他の改修工事の必要性が生じたときに、あわせて実施してまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。



【問】 4 保健福祉センターの現在の利用状況と土日の開館予定は	9 番 原 賢三
<p>神奈川県では県西地区を未病の戦略的エリアに位置づけ、本町においても、「なかい健康づくりステーション」が県西地区の市町として初めて「未病センター」の認証を受け、町民の健康増進や体力づくりを支援する目的で事業展開がされています。</p> <p>保健福祉センターは、健康と福祉の増進の拠点として、1階は、健康づくりステーションや、福祉課、健康課、社会福祉協議会の事務室、さらには、高齢者安心相談センターを設置し、2階は、健康相談・栄養指導、子育て相談や乳幼児健診等が実施され、3階は、研修室、集会室などで教育講座や、研修等が行われています。また災害発生時には防災センターとしての役割も担っていて多様な機能を有した施設だと思います。</p> <p>そこで、次の2点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「なかい健康づくりステーション」が開設され、4か月が経過しますが、利用状況と、曜日毎の利用者数は。</li> <li>2、保健福祉センターの土・日曜日の開館予定は。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>保健福祉センターは、平成7年4月に高齢化社会への進展や家族形態の変貌等に伴い保健・福祉ニーズの増大と多様化に即応した多目的な保健福祉活動の拠点として開設いたしました。</p> <p>その後、介護保険制度の施行により、町内外にも多くの民間の同様な福祉施設等の参入もあり、保健福祉センターの役割も変化したことなどから、町では今後の更なる高齢化社会を踏まえ、健康づくりステーションの設置をはじめ、相談機能の充実や介護予防、生きがい対策等の機能強化を図ってまいりました。</p> <p>「なかい健康づくりステーションが開設され、4か月が経過しますが、利用状況と曜日ごとの利用者数は」についてお答えします。</p> <p>まず、開設した2月からの利用者数についてですが、5月20日現在、開設日数68日に対し274人の利用がありました。</p> <p>開設当初の2月と3月は、お知らせしてまいりました効果等もあり、それぞれ100名近くの方にご利用いただきましたが、新年度となった4月は60人の利用に留まっている状況です。</p> <p>なお、曜日ごとの割合については、月曜日が8.5%、火曜日12.9%、水曜日31.2%、木曜日14.2%、金曜日33.2%という結果でした。水曜日と金曜日が他の曜日に比べて多い状況ですが、これは、健康づくり事業と関連した利用者によるものと考えております。</p> <p>いずれにしましても、健康づくりステーションを多くの方に利用していただき、健康増進に役立てていただくには、今後も周知並びに事業内容の充実を図っていくことが必要と考えております。</p> <p>「土・日曜日の開館予定は」についてですが、保健福祉センターは中井町保健福祉センター条例施行規則により、土・日曜日及び祝日等は休館とさせていただいておりますが、健康づくりステーションの利用については、利用ニーズがどれほどあるのか把握したいことから、休日等の試行的な対応を検討したいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。</p>	

**【問】5 農業振興計画の策定にあたって町の考え方は**

**7番 尾尻 孝和**

杉山町長は、本年度施政方針で「農業振興では、農業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、農業の活性化と持続的発展を推進するため、中井町の農業が目指すべき方向性などを定める農業振興計画を策定」するとされ、本年度予算として農業振興計画策定業務委託料199万2千円が計上されました。

農業振興計画は、10年計画の戦略のなかで、本町の農業の現状、課題を把握し、将来像としてまとめるとされています。

この農業振興計画策定を業者に委託するにあたって、町としての問題意識、課題の整理、必要なデータや町民の声など、さまざまに整理されて委託業者に託され、また作成の過程で町と業者間の議論も積み重ねられるものと思います。

そこで次の3点について伺います。

- 1、農業振興計画の策定が必要と判断された理由は。
- 2、中井町の農業、これからの町づくりと農業に関し、どのような問題意識をもち、どのように整理されて委託されるのか。
- 3、作成の過程で業者との協議を重ね、また町民の意見や知恵を広く集め、真に生きた農業振興計画として練り上げるための手立ては。

**【町長答】**

本町の農業は、比較的小規模な家族経営体による営農形態で露地野菜、果樹、酪農などを中心に行われておりますが、農家数や農業生産額ともに周辺自治体と比較しても劣らず、現在も主な町の産業のひとつとなっております。

しかしながら、全国的にも課題となっております農業者の高齢化や、農業後継者の農業離れによる担い手不足、またこれらを要因とした耕作放棄地の増加に伴う環境の悪化や有害鳥獣被害の増加のほか、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある中、TPPによる大幅な市場開放を迫られることで、更に農業者にとっては厳しいものになると受け止めております。

このような情勢から、本町の農業が将来に渡り持続・発展し、魅力あるものとなるように、現状と課題を整理し、町の主たる農業経営体である家族経営体の持続発展だけにとらわれず、集落営農や共同作業等による合理化から経営の安定化や、担い手の育成、農地の持つ多面的機能の活用、安全安心な生産と地産地消の推進などを検討し計画づくりをしていきたいと考えます。

また、目標を達成するために、農商工業者が連携した六次産業化や環境に配慮した農産物の生産等により販売力の向上など、個別の施策に取り組むべく、農業者だけでなく、消費者となる町民や行政が担う役割などの具体的な施策や目標数値等を定め、時代に即した実効性があり戦略的な農業分野の最上位計画となる、農業振興計画を策定することとしたところであります。

なお、計画を策定にあたっては、大消費地の都市近郊という優位性、水と緑豊かな環境にある地域特性を生かした魅力ある産業として、農業・農地は、単に農作物の供給に限らず、里山の景観を保ち、多面的な機能の充実など様々な分野で役割を担い、次世代に継承することの重要性を鑑み、その指針となるものとしていきたいと考えつつ、本町の農業の持続的な発展は、町民の日常生活の基盤である貴重な財産として、食料の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮、将来の町民の健康で豊かな生活に寄与することに繋がることから、農業者だけでなく消費者となる町民や、行政、関係諸団体など様々な立場からの意見を反映させ協働した計画づくりが、必要且つ重要なことと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】6 町の地震対策は	10番 岸 光男
<p>4月14日に発生した熊本地震から1か月余りが経過したが、余震は1,400回を超え、発生件数は減少しているものの、いまだに終息には至っていない。震度7を2度も受けた住宅の損壊は8万棟余に及び、被災住民は繰り返す余震に怯え、恐怖や不安のなかで避難生活を続けています。</p>	
<p>繰り返す地震被害に、その都度耐震対策等、減災に努めていますが自然の驚異の前になす術がなく、改めて地震多発国の避けて通れない宿命を感じています。</p>	
<p>国においては、過密な政治日程の中にあつて、補正予算の成立や、普通交付税の繰り上げ交付など、素早い対応されました。一方、被災した自治体の対応の難しさや、課題が改めて浮き彫りになりましたが、この教訓を町ではどう生かすか考えを伺います。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1、ボランティアの受け入れ態勢は。</li> <li>2、行政と社会福祉協議会との情報の共有と連携は。</li> <li>3、救援物資の置き場の確保は。</li> <li>4、遠方市町村と災害協定の締結の考えは。</li> <li>5、各家庭の備蓄品の量が3日分と言われるが、改めて周知の徹底を行う考えは。</li> <li>6、罹災証明の発行は、迅速に対応できるのか。</li> <li>7、災害時における企業との連携は。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>4月に発生した熊本地震の報道に接し、あらためて、大規模災害の発災時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することは極めて困難であること、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があり、「公助」には限界があること。発災後しばらくの間は、行政の支援を受けることなく、地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合つて、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行う「共助」が機能することが重要であること。「災害はひとつ」と思わず、いつ発生するかわからない災害に備え、自分でできること、家族でできることを考え、実行する「自助」がいかに大切かを痛感いたしました。</p>	
<p>町としても、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ整備、治山・治水対策、各種防災訓練の実施、防災資機材の充実など、防災・減災の取組みを進めてまいりますが、同時に、住民の方への防災知識の啓発強化、自主防災会、消防団等との一層の連携を図り、「自助」、「共助」、「公助」の理念を踏まえた防災対策事業により、災害に強いまちづくりを推進してまいります。</p>	
<p>1点目の「ボランティアの受け入れ態勢」、2点目の「行政と社会福祉協議会との情報の共有・連携」について、一括してお答えします。風水害や地震などによる被災地の早期の復旧・復興のためには、災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。そのため、災害発生時には、町社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターの開設を要請し、町との情報共有・連携により、支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行っていただくため、現在、町社会福祉協議会との間で、この夏を目途に、「災害ボランティア派遣に関する協定書」を締結するための準備を行っているところです。</p>	
<p>「救援物資の置き場の確保」についてですが、町地域防災計画には記載されていませんが、公共施設の規模や形態、物資搬入に必要な緊急輸送道路の指定状況、他の公共施設の災害発生時の機能を考慮すると、井ノ口公民館を救援物資の集積地とするのが適切であると判断しております。</p>	
<p>「遠方市町村との災害協定の締結」についてですが、平成12年6月に山形県戸沢村と災害時における相互応援協定を締結しておりますが、それ以外では県内市町村とで災害協定を締結している状況です。現在、県西地区2市8町で構成する西部広域行政協議会において、同時被災の回避や迅速性の確保が見込める地域との圏域間での災害協定の締結について検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	
<p>「各家庭での備蓄の周知徹底」についてですが、先に述べましたとおり、自分の命は自分で守る「自助」の取り組みは極めて重要であると考えておりますので、広報紙や町ホームページによる広報だけでなく、各種防災訓練等の機会を利用して従前より広報を行っていますが、より周知徹底を図るべく努力してまいります。</p>	
<p>なお、家庭での食料品の備蓄量については、過去の大規模災害の経験から災害発生直後は、支援物資が届くまで時間がかかることを想定し、最低3日分、できれば1週間分の備蓄を行っていただくよう周知を行っています。</p>	
<p>「罹災証明書の発行」についてですが、罹災証明書は、被災者生活支援再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の判断材料として広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしています。被災者の求めに応じて遅滞なく交付する必要がありますので、今後、職員の育成とともに、他団体との連携確保なども視野にいれながら、実施体制の確保に努力してまいります。</p>	
<p>次に、7点目の「災害時の企業との連携」についてですが、食料品の調達や避難行動要支援者の緊急受入、防災資機材の優先的提供を目的とした防災協定については町内企業と締結しておりますが、被災町民の緊急避難受入や事業所敷地等の災害時利用などの連携協議、また従業員の方の安全確保のための協議については、今後の課題であると認識しております。</p>	



<p><b>【問】 7（1）高校生以降の学びとキャリアデザインに支援を</b></p>	<p><b>8番 戸村 裕司</b></p>
<p>町人口ビジョンは20～30歳代の転出を課題と捉え、若い世代の人口確保を目指すとし、地方版総合戦略では就農や起業の施策を掲げているが、高校から妊娠までの支援施策は皆無に等しい。</p> <p>全国統計では、教育機関を終了し、そのまま就職して3年後も就業継続している者は40%台にとどまっている。高校・大学等ではキャリア教育が盛んだが、非正規雇用の増加も含め、ここまで流動的だと、キャリアをデザインする能力を子どもたち自身が身につけねばならない。とくに20年後、米国人の65%は今までになかった新たな職業に就くという未来予想もあり、学ぶ意欲を支え、キャリア形成につなげる切れ目のない支援で、地場の雇用と人材提供の好循環を生み出し、いわば里都まちライフスタイルを描ける素地作りにつなげるべきだ。</p> <p>以上から質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、高校生への通学支援もしくは教科書代支援の考えは。</li> <li>2、短大、大学、専門学校進学希望者への奨学資金貸与等の奨学金事業の考えは。</li> <li>3、資格や検定に合格した場合に支給する、資格取得費補助金を導入する考えは。</li> <li>4、「地域働き方改革会議」等で、町内企業のインターンシップ提供を推進する考えは。</li> </ol>	
<p><b>【町長答】</b></p>	
<p>現在、高等学校におきまして、早い段階から一人ひとりが自己の生き方、あり方について考え、勤労観や職業観を身につけることなどを旨としたキャリア教育が推進されております。</p> <p>18歳で進路選択に直面する高校生は、自分が将来社会に出た時の仕事について考え、進路目標を決め、その実現に努力することは、学力の向上と同様に重要と認識しているところです。</p> <p>県内の県立高校でも、入学直後から、3年間の「キャリアプログラム」をスタートさせ、じっくり進路を考えながら、将来の目標を定め、夢の実現に向けて、学年ごとにステップアップし、自らのキャリアをデザインする取り組みがあります。</p> <p>このように、高等学校では、進路相談だけでなく、教育課程に、生徒一人ひとりのキャリアデザインを支援する取り組みが行われております。</p> <p>また、若者世代の転出抑制と転入促進を図り、若い世代の人口確保をめざすとともに、地元企業との連携による多様な雇用環境づくりが必要であることも認識しているところです。</p> <p>「高校生への通学支援もしくは教科書代支援の考え方は。」についてのご質問にお答えします。</p> <p>本町では、中井町育英奨学金事業により、学業成績等が優良な者であって、高等学校等の就学が困難な方に対し学資を助成し、修学を奨励しております。また、国や県におきましても、経済的な理由により就学が困難な高校生に対して、高校生等奨学給付金制度や高等学校奨学金などにより、修学を奨励しておりますので、引き続き、就学支援制度の情報周知を徹底してまいりたいと考えております。議員ご提案の通学や教科書代への支援は、保護者の方の経済的負担軽減が図られるものではありませんが、他の子育て世代への支援などを勘案したなかで、現在のところ補助等を行うことよりも、まずは、義務教育における子育て支援の施策充実に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>「短大、大学、専門学校進学希望者への奨学資金貸付等の奨学金事業の考えは。」についてのご質問にお答えします。</p> <p>近年の経済的不況等もあり、経済的理由によって進学が困難な方の、学ぶ意欲を支える大学等奨学金事業の役割は、ますますその重要性を増しています。国や県など、様々な機関が就学支援を実施し、修学を奨励しておりますので、現時点では、奨学金事業の創設は考えておりません。こうした利用可能な制度の周知、説明等は、各教育機関の責任の基で進路指導を行っていますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>「資格や検定に合格した場合に支給する、資格取得費補助金を導入する考えは」についてのご質問にお答えします。</p> <p>議員のご提案による補助等の支援により、高校生をはじめとする若年者が資格を取得し、能力向上や将来の就職機会の拡大に資することは、町の将来を担う人材育成等に繋がることは思っております。しかし、基本的に、資格取得は本人の自由意志で行われるものであり、資格取得後は自分自身のスキルアップとなり最終的には、その能力や専門性を証明するものであり、本人に帰属することになります。町は、国や県の資格取得費補助金制度等の動向を注視してまいりますが、現段階では、補助事業を導入する考えはありません。</p> <p>「地域働き方改革会議」等で、町内企業のインターンシップ提供を推進する考えは」についてのご質問にお答えします。</p> <p>国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一つとして、地域において若者が仕事と生活を調和し、子育てしやすい環境をつくるため、地域における働き方改革の取り組みを支援する「地域働き方改革支援チーム」を設置し、都道府県が主体となり、地域の関係者や企業等からなる「地域働き方改革会議」の設置を求めています。</p> <p>町内企業のインターンシップ実施につきましては、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化などにより、若い世代の人口を確保することは町としても重要なことと認識しておりますので、今後の普及・啓発につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	

<p><b>【問】 7（2）町の喫煙施策と分煙への取り組みは</b></p>	<p><b>8番 戸村 裕司</b></p>
<p>町では美・緑なかい健康プランに基づき、薬物乱用防止で中学生にはタバコの害を伝え、青壮年、中年の層には、禁煙の広報、禁煙サポートを行うとして、禁煙応援隊(KOT16)の啓発ポスター等で啓発活動をしている。また、町は役場庁舎を含む公共施設を施設内禁煙とし、県公共的施設における受動喫煙防止条例でも喫煙所の設置は可能としていることから、敷地内に喫煙箇所を設けているが、分煙の観点から十分な取り組みができていないとは思われない。</p> <p>喫煙が及ぼす健康被害には受動喫煙も含めて理解が広がっているが、禁煙が望ましいものの、タバコをたしなむ人もいることから、分煙や喫煙施策は引続き徹底して行われなければならない。</p> <p>以上から質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、禁煙貯金箱の広がりなど啓発活動への評価は。</li> <li>2、公共施設の敷地内の喫煙所を明確化し、分煙を強化すべきでは。</li> </ol>	
<p><b>【町長答】</b></p>	
<p>喫煙が健康に与える影響は大きく、そのうえ、受動喫煙の危険性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であると認識しております。また、生活習慣病を予防するうえでもたばこ対策は重要な課題となっているところ です。</p> <p>「禁煙貯金箱の広がりなど啓発活動への評価は」についてですが、『美・緑なかい健康プラン』の「禁煙応援作戦」では、「タバコの害」に着目した従来型の方法ではなく、禁煙によるメリットの面から啓発する「ポジティブキャンペーン」の方法をとっています。</p> <p>具体的には、禁煙応援ポスターを作成し、公共施設をはじめ、町内の事業所や自治会館などの喫煙場所に掲示しており、また、保健師による禁煙相談を実施すると共に、禁煙のきっかけとしていただくための禁煙貯金箱を希望者へ差し上げることをしています。</p> <p>議員ご質問の啓発活動の評価についてですが、本事業は現在、取り組みの途中段階であり、禁煙貯金箱をお渡しできた数はまだごくわずかであるという状況です。</p> <p>今後は、がん検診など、多くの方が集まる機会を積極的に活用し、引き続き啓発活動の推進に努めてまいりたいと思います。</p> <p>「公共施設の敷地内の喫煙所を明確化し、分煙を強化する」ことについてお答えします。</p> <p>神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例により公共的施設については禁煙の措置が義務付けられており、全ての公共施設で施設内禁煙は徹底しておりますが、施設利用者等の受動喫煙による健康への悪影響を防止する措置の徹底、また町の健康増進施策として禁煙を推進していることを念頭に、各施設における喫煙所の位置、その周辺環境などをあらためて点検し、必要に応じた速やかな是正措置や禁煙や喫煙所の表示を適切に行うなどの対応を図るよう、各施設担当課に指示を行うとともに、喫煙する職員に対しては、禁煙、減煙の取り組み、喫煙マナーの徹底などを周知しましたので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	